

議員発案第 5 号

水田活用の直接支払交付金見直しについて柔軟な対応を求める意見書の
提出について

水田活用の直接支払交付金見直しについて柔軟な対応を求める意見書(案)を、地方
自治法第 112 条及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
提出します。

令和 4 年 9 月 22 日提出

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

提出者	由利本荘市議会議員	長 沼 久 利
賛成者	同 上	岡 見 善 人
	同 上	三 浦 晃
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人

(別紙)

水田活用の直接支払交付金見直しについて柔軟な対応を求める意見書（案）

我が国における米の消費量は、食の多様化が進むとともに、人口減少の進行により年々減少していることに加え、長引くコロナ禍の影響により業務用米の消費が落ち込み、米価が下落する状況となっている。

国は令和4年度から今後5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針であることや、多年生牧草について収穫のみを行う年の助成単価を見直すことなどを決定したところであるが、今回の見直しは、水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、離農者が増加するなど地域農業に対して様々な影響が懸念される。

見直しの趣旨として、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食糧自給率・自給力の向上に資する大豆、麦などの生産を定着させるとともに、高収益作物の導入などにより地域の特色を生かした魅力的な産地づくりを支援するとしている。

地域農業は、これまで行政や農協系統団体、集荷団体などと連携して、水田のフル活用や大豆・ソバなどの畑作物への作付転換を進め、需要に応じた米生産を推進し、地域社会・経済を支える重要な産業として発展してきたところであり、将来に向けて、こうした役割を果たし、今後とも持続的に発展していくことが何よりも重要である。

よって、国においては、今後5年間で現場の課題を検証するとしていることから、見直しを進めるに当たっては、各自治体や生産現場の意見を取り入れて実情に配慮し、農家が希望を持って永続的に営農できるよう柔軟な対応を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 伊藤 順 男